

雇用保険被保険者 **β** 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (育児)
 所定労働時間短縮開始時賃金証明書

1 被保険者番号	5095 - 783337 - 6	3 フリガナ	ヤギヌマ ユリコ	4 休業等を 開始した日の 年 月 日	令和 7 年 9 月 2 日	
2 事業所番号	1401 - 634117 - 3	休業等を開始した 者の氏名	柳沼 優理子	年 月 日		
5 名称	一般社団法人愛楽園	6 休業等を 開始した者の 住所又は居所	〒 231 - 0023 神奈川県横浜市中区山下町86-1-206	電話番号 ()	-	
事業所所在地	神奈川県横浜市磯子区丸山1-15-1					
電話番号	045 - 353 - 8651					
住所 神奈川県横浜市磯子区丸山1-15-1 事業主 氏名 一般社団法人愛楽園 代表理事 矢作 房						
休業等を開始した日前の賃金支払状況等						
7 休業等を開始した日の前日に 離職したとみなした場合の被保 険者期間算定対象期間	8 7の期 間にお ける賃 金支払 基礎日 数	9 賃金支払対象期間	10 9の 基礎 日数	11 賃金額 A B 計	12 備考	
休業等を開始した日	9月 2日					
8月 2日 ~ 休業等を開始 した日の前日	0日	9月 1日 ~ 休業等を開始 した日の前日	0日	0	0	産後休業終了・育休 開始
7月 2日 ~ 8月 1日	0日	8月 1日 ~ 8月 30日	0日	0	0	産後休業中
6月 2日 ~ 7月 1日	0日	7月 1日 ~ 7月 31日	0日	0	0	産前産後休業中
5月 2日 ~ 6月 1日	30日	6月 1日 ~ 6月 30日	0日	0	0	産前休業中
4月 2日 ~ 5月 1日	30日	5月 1日 ~ 5月 31日	31日	195605	195605	産休6/1~
3月 2日 ~ 4月 1日	31日	4月 1日 ~ 4月 30日	30日	202583	202583	
2月 2日 ~ 3月 1日	28日	3月 1日 ~ 3月 31日	31日	198396	198396	
1月 2日 ~ 2月 1日	31日	2月 1日 ~ 2月 28日	28日	199792	199792	
12月 2日 ~ 1月 1日	31日	1月 1日 ~ 1月 31日	31日	206246	206246	
11月 2日 ~ 12月 1日	30日	12月 1日 ~ 12月 31日	31日	199791	199791	
10月 2日 ~ 11月 1日	31日	11月 1日 ~ 11月 30日	30日	195605	195605	
9月 2日 ~ 10月 1日	30日	月 日 ~ 月 日	日			
8月 2日 ~ 9月 1日	30日	月 日 ~ 月 日	日			
7月 2日 ~ 8月 1日	31日	月 日 ~ 月 日	日			
6月 2日 ~ 7月 1日	30日	月 日 ~ 月 日	日			
5月 2日 ~ 6月 1日	31日	月 日 ~ 月 日	日			
13 賃金 に関する 特記事項					β 休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 令和 8 年 1 月 8 日 (受理番号 DI00636499 号)	
14 (休業開始時における) 雇用期間	イ 定めなし ; ロ 定めあり 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 月)					
公所 共記 職載 業欄 安定						

注意
 1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書(事業主控)(以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。)の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
 2 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。
 3 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が介護休業又は育児休業を開始した日及び当該被保険者が要介護状態にある対象家族を介護するため若しくは小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業又は当該被保険者がその要介護状態にある対象家族を介護すること若しくは就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用を開始した日のことである。
 なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目に当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

17条付記

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 令和 7 年 11 月 25 日 提出代行者	氏 名 熊沢 奈実	電 話 番 号 03 - 6384 - 2345
--------------------	---	--------------	--------------------------------

[続紙] 雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書 (事業主控) (育児)
 所定労働時間短縮開始時賃金証明書

1 被保険者番号	5095 - 783337 - 6		3 フリガナ	ヤギヌマ ユリコ		4 休業等を開始した日の年 月 日	令和 7 年 9 月 2 日
2 事業所番号	1401 - 634117 - 3		休業等を開始した者の氏名	柳沼 優理子		年 月 日	
5 名称			6 休業等を開始した者の住所又は居所	〒 -		電話番号 ()	-
事業所所在地			住所 神奈川県横浜市磯子区丸山1-15-1				
電話番号			事業主 氏名 一般社団法人愛楽園 代表理事 矢作 房				
休業等を開始した日以前の賃金支払状況等							
7 休業等を開始した日の前日に離職したとみなした場合の被保険者期間算定対象期間	8 7の期間における賃金支払基礎日数	9 賃金支払対象期間	10 9の基礎日数	11 賃金額			12 備考
休業等を開始した日 月 日		月 日 ~ 休業等を開始した日の前日 月 日	日	A	B	計	
月 日 ~ 休業等を開始した日の前日 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
4月 2日 ~ 5月 1日	30日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
月 日 ~ 月 日	日	月 日 ~ 月 日	日				
13 賃金に関する特記事項	休業開始時賃金月額証明書 受理 所定労働時間短縮開始時賃金証明書 受理 令和 8 年 1 月 8 日 (受理番号 DI00636499 号)						
14 (休業開始時における) 雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり 年 月 日まで (休業開始日を含めて 年 月)						
公所共記職載業欄安定							

注意
 1 事業主は、公共職業安定所からこの休業開始時賃金月額証明書又は所定労働時間短縮開始時賃金証明書(事業主控)(以下「休業開始時賃金月額証明書等」という。)の返付を受けたときは、これを4年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
 2 休業開始時賃金月額証明書等の記載方法については、別紙「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書等についての注意」を参照すること。
 3 「休業等を開始した日」とあるのは、当該被保険者が介護休業又は育児休業を開始した日及び当該被保険者が要介護状態にある対象家族を介護するため若しくは小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業又は当該被保険者がその要介護状態にある対象家族を介護すること若しくは就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置の適用を開始した日のことである。
 なお、被保険者が労働基準法の規定による産前・産後休業に引き続いて、育児休業又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための休業を取得する場合は出産日から起算して58日目当たる日が、又は当該被保険者が就業しつつその子を養育することを容易にするための所定労働時間短縮措置を適用する場合は当該適用日が、「休業等を開始した日」となる。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
	年 月 日		-
			-